



要領第 5 の 2 (2)

令和 6 年 3 月 15 日

(派遣元事業所名)  
株式会社〇〇 御中

(派遣先事業所名)  
△△株式会社  
代表取締役 ◇◇ ◇◇

労働者派遣の役務の提供を受ける期間の制限に抵触する日の通知

当社において、派遣労働者を受け入れるに当たり、「事業所単位」の派遣受入期間に抵触することとなる最初の日」を、派遣契約の締結に先立ち、下記のとおり通知します。

記

- 1 派遣労働者の就業予定の事業所名  
△△株式会社 道央工場  
石狩市□□町××-××

- 2 抵触日  
令和 9 年 4 月 1 日

～留意事項～

- 新たな労働者派遣契約に基づく派遣労働者の受け入れを行う場合、「あらかじめ」派遣元事業主に対して、派遣労働者を受け入れる事業所単位の派遣可能期間の制限に抵触する日を「書面の交付等」により通知しなくてはなりません（法第 26 条第 4 項）（無期雇用労働者又は 60 歳以上の労働者等の派遣の場合を除く）。
- 派遣元は当該通知がない場合、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣を行ってはなりません（法第 26 条第 5 項）。
- 派遣契約の締結毎に通知が必要です。